

特別養護老人ホーム 桜ヶ丘 運営規程
(地域密着型特別養護老人ホーム)

第1章 総 則

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人 徳和会 が設置する特別養護老人ホーム 桜ヶ丘（以下「施設」という。）において実施する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者または医師，生活相談員，介護職員，看護職員，栄養士，機能訓練指導員及び介護支援専門員（以下「従業者」という。）が、入居者に対して適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めなければならない。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 桜ヶ丘
- (2) 所在地 春日市桜ヶ丘四丁目28番地1

第2章 施設の従業者、入居定員及び勤務時間等

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること。
- (2) 医師 1名以上(非常勤・嘱託医師)
医師は、入居者の診療、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、施設の入退居に係る面接手続き・相談・支援、他の従事者に対する相談助言及び指導、苦情・相談対応、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の関係機関との連絡・調整を行う。
- (4) 介護職員及び看護職員
 - ア 介護職員 10名以上
介護職員は、入居者の心身の状況等を的確に把握し、入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。
 - イ 看護職員 2名以上
看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、健康管理及び保健衛生業務を行う。
- (5) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、栄養ケア計画及び栄養計算、献立の立案等を行い入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、入居者の課題分析、サービス担当者会議の開催、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成及び実施状況を把握すること。
- (8) 調理員 (委託)
調理員は、栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。
- (9) 事務員 1名以上
事務員は、施設の庶務及び会計事務を行う。

(入居定員並びにユニット数及びユニットごとの入居定員)

第5条 施設の入居定員は29名とし、ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ユニット数 3ユニット
- (2) ユニット毎の入居定員 内訳 各ユニット10名(1ユニットのみ9名)

第3章 施設の入居及び退居

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供に際しては、あらかじめ、入居申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入居申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第7条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の指示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供するように努めるものとする。

(入退居)

第8条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを拒んではならないものとする。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で検討するものとする。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者

の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退居の記録の記載)

第10条 施設は、入居に際しては入居の年月日及び施設の名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険証に記載するものとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第11条 施設は、入居者について、病院または診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね2月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにするものとする。

第4章 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び 利用料その他の費用の額

(介護計画の作成)

第12条 計画担当介護支援専門員は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスの提供開始時に、入居者の心身の状況、その有する能力、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、介護給付等対象サービス以外の地域住民による入居者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めた入居者の日常生活全般に対する援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した地域密着型

施設サービス計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- 2 計画担当介護支援専門員は、それぞれの入居者に応じて作成した介護計画について、入居者またはその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。
- 3 計画担当介護支援専門員は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を入居者に交付する。
- 4 介護計画の作成に当たっては、入居者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、介護計画の作成後は、入居者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

（サービスの取扱方針）

第13条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、第12条に規定する介護計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより入居者の日常生活を支援する。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合は第29条に基づき適切に実施する。

（介護・看護）

第14条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行う。

- (1) 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
- (2) 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（やむを得ない場合には、清拭をもって入浴の機会の提供に代える）
- (3) 排せつの自立についての必要な支援
- (4) おむつ使用者について排せつの自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- (5) 褥瘡が発生しないような適切な介護の提供
- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

（食事の提供）

第15条 食事の提供に当たっては、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供する。

- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 3 調理はあらかじめ作成した献立に従って行い、献立は事前に共同生活室に提示するなどの方法により入居者に周知する。
- 4 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
- 5 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者ができる限り離床し、共同生活室で食事を摂るよう支援を行い、共同生活室で食事を摂ることが困難な入居者については、居室に配膳して必要な食事の支援を行う。
- 6 入居者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事の的確に反映させるため、居室関係部門と食事関係部門の従業員が適切に連絡を取り合う。
- 7 入居者に対して適切な栄養食事相談を実施する。
- 8 食事の内容は、医師または栄養士を含む会議において検討を加える。

（相談及び援助）

第16条 生活相談員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者またはその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第17条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、郵便、証明書等の交付申請等、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続き等について、入居者またはその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行する。このうち金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得る。

3 施設は常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者の家族に対し、施設の会報の送付、施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入居者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努める。また、入居者との家族の面会の場所や時間等についても、入居者やその家族の利便に配慮したものとするよう努める。

4 施設は、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、買い物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入居者の多様な外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第18条 機能訓練指導員は、入居者に対し、第12条の介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第19条 医師または看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための必要な措置を採る。

(利用料等)

第20条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとし、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。（以下、「厚生労働大臣が定める基準」と総称する。）

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

3 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。1,500円／回

- 4 居住費については、1日2,066円を徴収する。
- 5 理美容代 実費
- 6 預り金管理費用については、1ヵ月100円を徴収する。
- 7 持込家電製品については、電気料 1日100円を徴収する。
- 8 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 9 利用料等の支払を受けたときは、入居者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 10 月の途中に入退居があった場合は、日割り計算とする。
- 11 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に際し、あらかじめ、入居者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、入居者の同意を得ることとする。
- 12 費用を変更する場合には、あらかじめ、運営推進会議に費用を変更する理由及び金額等を説明するとともに、入居者またはその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうける。
- 13 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者またはその家族に対して交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

（外出及び宿泊または面会）

- 第21条 入居者は、外出または外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。
 - 3 入居者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(施設の利用)

第22条 入居者は、施設の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の入居者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

2 入居者は、施設においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。

3 入居者は施設において次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

(2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。

(3) 施設の秩序若しくは風紀を乱し、または安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、または物品を持ち出すこと。

(6) 他の入居者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

(7) 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。

3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第24条 入居者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 食中毒及び感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じる。
また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。
- 3 施設内は空調設備等により適温を確保するよう努める。
- 4 管理者は従業者に対して衛生管理、または食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

(緊急時等における対応方法)

第25条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第26条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び施設内に掲示する等により入居者及びその家族に周知する。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 3 施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

- 4 施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

- 第27条 施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 施設が得た入居者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者またはその代理人の了解を得る。

（虐待防止に関する事項）

- 第28条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。
- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中に、従業者または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（身体拘束）

- 第29条 施設は、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。

（地域との連携等）

- 第30条 施設は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(その他運営に関する重要事項)

- 第31条 施設は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。
- 2 サービス担当者会議において入居者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 5 入居者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。
 - 6 施設の所在市町村外の介護保険被保険者またはその家族から当該施設に入居申込みがあった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに施設の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
 - 7 入居者の現員等から利用申込みに応じれない場合、その他入居申込者に対し自ら適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することが困難と認めた場合は、当該入居申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の介護保険施設等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。
 - 8 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。
 - 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は徳和会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。